

IASB、「制度改訂、縮小又は清算（IAS第19号の改訂）」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は、2018年2月7日に「制度改訂、縮小又は清算（IAS第19号の改訂）」（以下「本改訂」）を公表した。本改訂は、IASBが2015年6月に公表した公開草案（ED/2015/5）「制度改訂、縮小又は清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性（IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案）」（以下、2015年公開草案）について寄せられたコメントを踏まえ、審議を重ねた結果として、IAS第19号の改訂に関する部分について公表されたものである。



企業は、本改訂を2019年1月1日以後に開始する最初の事業年度の期首以後に生じる、制度改訂、縮小又は清算に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

【IAS第19号「従業員給付」の改訂】

背景

IASBは、2015年公開草案において、次の点に関する狭い範囲の明確化を提案した。

- 事業年度の途中で制度改訂、縮小又は清算が生じた場合の会計処理（以下、再測定関連の改訂）
- 確定給付制度が積立超過である場合の確定給付資産の純額の「資産上限額」に関して、特定の状況において企業が積立超過の返還に対する無条件の権利を有しているのか否かに関する取扱い等（以下「資産上限額関連の改訂」）

事業年度の途中で確定給付負債（資産）の純額が再測定された場合には、事業年度の残りの期間における確定給付制度の会計処理を行うにあたり、数理計算上の仮定を更新すべきではない（期首のものを継続して使用する）ことを示唆する記載が、IAS第19号が2011年に大きく改訂された際になされた。IASBは、この点についての明確化を利害関係者から要請されていたため、2015年公開草案では、数理計算上の仮定を更新すべきであるとする再測定関連の改訂に関する提案を行ったものである。本改訂では、制度改訂、縮小又は清算を原因として事業年度の途中で確定給付負債（資産）の純額が再測定された場合には、更新後の数理計算上の仮定に基づいて、事業年度の残りの期間における当期勤務費用と利息純額を計算しなければならないことが明確化されている。

また、公開草案の中で提案されていたIFRIC解釈指針第14号「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」(IFRIC第14号)の改訂については、本改訂の中では取り扱わず、IASBが今後、企業が積立超過の返還の利用可能性を評価する原則主義的なアプローチを開発できるかどうか検討する追加作業を実施するという暫定決定を、2017年9月に行っている。その結果、資産上限額関連の提案のうち、再測定関連の改訂と密接に関連する部分だけが本改訂の中に含まれている。

【IAS第19号改訂の内容】

過去勤務費用及び清算損益

これまで、過去勤務費用及び清算損益を算定する場合には、それに先立ち、算定の基礎の1つとなる確定給付負債(資産)の純額について、制度資産の現在の公正価値及び現在の数理計算上の仮定を用いて再測定しなければならないとだけされていた。本改訂では、上記の算定を行う際に、数理計算上の仮定と制度資産について、制度改訂、縮小又は清算の「前」の給付水準と制度資産を反映して再測定した確定給付負債(資産)の純額と、縮小又は清算の「後」の給付水準と制度資産を反映して再測定した確定給付負債(資産)の純額の2つを用いなければならないことが明確化されている。

当期勤務費用及び確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額

これまで、企業は当期勤務費用を算定する際に、事業年度の開始時点の数理計算上の仮定を用いなければならないとだけされていた。本改訂では、制度改訂、縮小又は清算が発生したために企業が事業年度の途中で確定給付負債(資産)の純額を再測定した場合には、その事業年度のうちの後の残りの期間に係る当期勤務費用は、それらの事象の発生後の給付水準を反映した数理計算上の仮定を用いて算定しなければならないことが明確化されている。

また、これまで、企業は事業年度の期首時点の確定給付負債(資産)の純額と、期首時点の割引率を用いて、確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額を算定することとだけされていた。本改訂では、企業が制度改訂、縮小又は清算を原因として確定給付負債(資産)の純額を再測定する場合には、事業年度の残りの期間の利息の純額については、制度改訂、縮小又は清算の後の給付水準と制度資産(の公正価値)を反映した退職給付負債(資産)の純額と、制度改訂、縮小又は清算の後の退職給付負債(資産)の純額の再測定に使用した割引率を用いなければならないことが明確化されている。

なお、制度改訂、縮小又は清算の原因がなく、四半期末で確定給付負債(資産)の純額を再測定した場合の取扱いについては、本改訂による明確化の対象外とされている。

制度改訂、縮小又は清算による資産上限額への影響

これまで、制度改訂、縮小又は清算が生じた場合には、企業は過去勤務費用又は清算損益をIAS第19号の所定の要求事項に基づき認識・測定しなければならないとだけされていた。本改訂では、企業は、資産上限額の影響を度外視して過去勤務費用又は清算損益を算定し、その後に資産上限額の影響を算定しなければならないことが明確化されている。

【経過措置及び適用日】

企業は、本改訂を2019年1月1日以後に開始する最初の事業年度の期首以後に生じる、制度改訂、縮小又は清算に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.